

3月7日現在の
会員数 333
日本政策金融公庫
融資利率
普通貸付 2.55～3.85%
(第3者保証人不要分)
マル経貸付 1.6%
(H26. 3. 7現在)

猪名川町商工会

IT情報誌

Bnet

第154号:2014/3/7
発行責任者 安井 一弘

3

March

TEL:766-3012 FAX:766-4531

平成25年度補正

小規模事業者持続化補助金(1次締切3月28日(金))の公募開始について

この度小規模事業者を対象に、持続的な経営に向けた経営計画に基づく、小規模事業者の地道な販路開拓(創意工夫による売り方やデザイン改変等)などの取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助する補助金の公募がはじまりました。

【補助対象者】

- ①製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む商工業者(会社及び個人事業主)で常時使用する従業員の数が20人以下(ただし卸売業、小売業、サービス業(宿泊業・娯楽業除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)の事業者であること。
- ②商工会の管轄地域内で事業を営んでいること
- ③本事業への応募の前提として経営の発達のための経営計画を策定していること(申請書へ記載必要)

【補助対象事業】

- ①策定した「経営計画」に基づいて実施する、販路開拓のための事業であること。
本事業の完了後、概ね1年以内に売上げにつながるが見込まれる事業活動とします。
- ②商工会の支援を受けながら取り組む事業であること。

【補助となる取組事例のイメージ】

- ・販促用チラシの作成、配布
- ・販促等PR(マスコミ媒体での広告、ウェブサイトでの広告)
- ・商談会、見本市への出展
- ・店舗改装(飲食店の店舗改修等)
- ・商品パッケージ(包装)の改良
- ・ネット販売システムの構築
- ・新商品の開発

【補助対象経費】

- ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役労務費⑧借料 ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪委託費 ⑫外注費

【補助率】
補助対象経費の3分の2以内

【補助上限額】
75万円の事業費に対し、最大50万円まで補助

【事業期間】
交付決定日(5月上旬頃)から平成27年1月31日まで

【留意事項】
応募には、所定の経営計画書と補助事業計画書の記載及び添付書類として、法人は直近の「貸借対照表」及び「損益計算書」の写しと「登記簿謄本の写し、個人は直近の「確定申告書」の写し又は「開業届」の写しが必要になります。

提出資料は審査され、後日採択か不採択かの決定が事業者へ通知されます。

本補助金に関する申請書類の内容や書き方、事業の詳細等についての
お問い合わせは猪名川町商工会(766-3012)までご連絡ください。

※公募を検討される事業者様におかれましては書類作成の関係から遅くとも3月19日(水)までに商工会へご連絡お願い致します。

消費税率引き上げについて

消費税率が平成26年4月より8%に引き上げられます。これに伴い、平成25年10月1日に「消費税転嫁対策特別措置法」が定められております。新しいルールになりますので、再度ご確認ください。

以下主なもの2点記載(詳細は同封書類をご確認ください。)
●「消費税は転嫁しません」等の宣伝や広告は禁止
●値札の価格表示は、平成29年3月31日まで「総額表示義務」に特例が設けられます。